

# 月100円で無制限補償 ぐらしの賠償責任共済

詳しくは埼教組ホームページ <http://kyouiku-net.org>から

共済は、相互扶助を目的とするため儲ける必要は一切ありません。ですから、以下のような驚きの給付が可能なのです(月600円の総合共済の給付)。さらにオプション(月100円)で、自転車保険もカバーする「ぐらしの賠償責任共済」も。もう、入るしかない!!

**結婚したとき**  
お祝い金 **10,000円**

**結婚記念日に**  
お祝い金 **20,000円**  
(満15,25,35年のいずれか1回)

**出産したとき**  
お祝い金 **5000円**

**独身の方に**  
クリスタル給付 **20,000円**  
(加入期間10年以上かつ40歳以上の独身で慶事祝い金を受けたことがない方)

**本人が亡くなったとき**  
10万円+掛金全額

- 病気療養見舞金.....1万円  
(連続して30日以上病気欠勤。ただし給付は1年に1回)
- 火災見舞金.....最高 10万円
- 自然災害見舞金.....最高 10万円  
(地震災害を含む)
- 床上浸水.....1万円
- 床下浸水.....5千円
- 救助法適用見舞金.....5千円



**配偶者が亡くなったとき**  
30,000円

**子どもが亡くなったとき**  
(未婚・未就業・25歳未満)  
20,000円

**親が亡くなったとき**  
(実父母・義父母・養父母 2回まで)  
10,000円

**総合共済加入キャンペーン**  
今なら1000円のQUOカード  
プレゼント



## オプション(月々150円で) 教職員賠償責任共済に加入できます

損害賠償金と訴訟費用の給付が最高5000万円となり、損害賠償の有無を問わず見舞金も増額。さらに、弁護士による相談も初期相談も充実。特に運動部顧問の先生にお勧めです。掛け金は150円/月とペットボトル1本分でOK。

損害賠償共済金	業務中に起こった事由について損害賠償責任を負った場合	最高5000万円
争訴費用共済金	訴訟・仲裁・和解・調停についての費用負担をした場合	最高5000万円
初期対応費用共済金	弁護士による初期相談の費用や損害の防止・軽減に係わる費用負担をした場合	最高100万円
	弔慰金 入院見舞金 見舞品費用	右の給付については、損害賠償の有無を問いません 1名につき 20万円 <sup>限度</sup> 1名につき 10万円 <sup>限度</sup> 1名につき 5万円 <sup>限度</sup>

月々600円  
それが全額戻ってくるの給付

# 越教組ニュース

越谷市教職員組合  
情宣部  
18.04.17(火)  
Tel 988-3281  
Fax 988-3283

## 自転車保険なら「ぐらしの賠償責任共済」

埼玉県条例で自転車に乗るには、保険への加入が義務づけられたことは承知のことだろう。そこで、家庭訪問や登校指導の際に教員が自転車を利用する場合、その教員が保険に加入していなければならないことになる。校長は、保険への加入を証明しなければ自転車の利用を許可しないことになるのではないだろうか。

そこでお勧めなのが、全教共済の「ぐらしの賠償責任共済」である。月600円の総合共済のオプションだが、この掛金600円は共済をやめるときには全額が戻ってくる。そこに月100円の掛け金で無制限の補償がつく。さらに加入者本人だけでなく、家族全員を補償対象にするという優れものだ。  
(裏面参照)

まだ自転車事故への保険に入っていない方には、ぜひ加入を勧めたい。

問い合わせ お近くの組合員 または、  
埼玉県教職員共済会 048-824-2759

越教組のホームページがスマホで見られます。「越教組」で検索を

<http://kosikyouso.sakura.ne.jp/>

このニュースはカンパで発行しています。